

とっとり就活応援団事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この事業は、鳥取県内の企業に就職することの魅力を県内企業の若手社員から大学生等に直接伝えることにより、学生の県内就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるものとする。

- (1) とっとり就活ソーター 県内外の大学生等に県内就職の魅力等を伝える者として県が委嘱した鳥取県の県内企業の若手社員
- (2) とっとり応援メッセージナー 鳥取県の魅力等のPR活動に熱意のある学生として県が登録した者
- (3) 交流会等 本事業で実施するとっとり就活ソーターと学生との交流会や意見交換会等

第2章 とっとり就活ソーター

(とっとり就活ソーターの役割)

第3条 とっとり就活ソーターは、学生との交流会等において、次に定める事項を学生に伝える。ただし、個別企業のリクルート活動は行わないこととする。

- (1) 自らの就活体験
- (2) 県内に就職することの魅力
- (3) 県内企業、業界の魅力
- (4) 仕事のやりがい
- (5) 県内での暮らし、余暇の過ごし方
- (6) その他鳥取県の魅力

(とっとり就活ソーターへの申込み)

第4条 とっとり就活ソーターの申込みは、様式第1号により申し込むこととし、募集要綱に定める応募期間又は県が必要と認める場合は、この期間によらず随時申込みできるものとする。

2 鳥取県内に住所があり、鳥取県内企業等に就職している方で、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 鳥取県内企業が推薦する自社の大学等を卒業している若手社員（20代から30代）で鳥取県内企業のPRや鳥取県のイメージアップに関心があること。
- (2) 労働局の「若者応援宣言企業」、鳥取県インターナンシップ推進協議会の「インターナンシップ受入協力企業」、「鳥取県男女共同参画推進企業」、「輝く女性活躍パワーアップ企業」のいずれかに登録がある企業の社員であること。
- (3) 学生との交流会、とっとり就活応援団ミーティング等に参加できること。（年度中に1回以上可能な範囲で参加。）
- (4) 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。

(5) 鳥取県議会議員及び鳥取県職員でないこと。

3 前年度、とっとり就活サポーターの委嘱を受けた者で、継続の意向がある場合は、様式第2号の提出により、申し込みがあったものとみなす。

(審査及び決定)

第5条 第4条の規定により申込書を提出した者が募集要件を満たしているかどうかについて審査は、就業支援課長が行うものとする。

2 第1項で要件を満たしていると審査された者についてのとっとり就活サポーターの決定は、商工労働部長が行うものとする。

3 前2項の規定に関わらず、商工労働部長がとっとり就活サポーターとして適当と認めた者については、とっとり就活サポーターとする。

(委嘱状の交付)

第6条 県は、前条によりとっとり就活サポーターを決定した場合は、必要事項を登録簿に登録し、申込者及び所属する企業に通知し、とっとり就活サポーターとして委嘱状を交付する。

(交流会等)

第7条 県は、大学等と協力し、とっとり就活サポーターと学生の交流会を開催する。

2 とっとり就活サポーターは、原則として、県が主催する交流会等に年1回以上参加し、学生に県内就職の魅力を発信する。

3 県は、必要に応じ、学生の県内就職を応援する者を交流会に参加させることができる。

4 交流会等は、大学の学内、大学周辺又は学生の利便性の良い場所で開催することとする。

(関係機関が開催する交流会等への参加)

第8条 とっとり就活サポーターは、前条の交流会以外に県の関係機関が主催する大学生等を対象としたイベント等での交流会等へ参加し、県内就職の魅力を発信する。

(交流会に参加する場合の旅費)

第9条 とっとり就活サポーターが交流会等に参加する場合は、その旅費を支給する。

2 とっとり就活サポーターが、関係機関主催の交流会等へ参加する場合は、原則、主催者が旅費を負担する。

(その他)

第10条 とっとり就活サポーターは、次の各号に掲げる事項について、可能な範囲で協力すること。

(1) 県が発行する就職関連の広報物への記事の掲載

(2) 中学校、高校、大学等のキャリア教育の授業での登壇

2 その他、鳥取県のPRに積極的に協力できること。

第3章 とっとり応援メッセンジャー

(とっとり応援メッセンジャーの登録)

第11条 交流会等に参加した学生等で、鳥取県のPR活動に熱意のある学生をとつとり応援メッセンジャーとして登録する。

2 とつとり応援メッセンジャーとして登録を希望する学生は、様式第3号の登録用紙を県に提出する。

(とつとり応援メッセンジャーの役割)

第12条 前条で登録したとつとりメッセンジャーは、鳥取県のイベント情報、就活・企業情報、体験談等をSNS（フェイスブック、ツイッター等）、ロコモ等で、出身校の同級生、同じ大学の友人、後輩等に広めるものとする。

2 県は、とつとり応援メッセンジャーに対し、鳥取県及び鳥取県産業の情報を提供する。

第4章 とつとり就活応援団ミーティング

(とつとり就活応援団ミーティング)

第13条 県は、とつとり就活サポーター及びとつとり応援メッセンジャーと若者の県内就職促進等に係る意見交換を行う「とつとり就活応援団ミーティング」を年1回程度開催する。

第5章 情報発信

(情報発信)

第14条 県は、交流会等の開催状況やとつとり就活サポーターのメッセージ等を適宜ホームページ等で公表し、学生との県内就職の機運を高めるものとする。

第6章 雜則

(事務局)

第15条 とつとり就活応援団事業の推進に係る事務局は、鳥取県商工労働部雇用人材局就業支援課とし、本事業に係る事務を行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行し、平成28年3月7日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月5日から施行し、平成29年度の事業から適用する。